



■表紙写真について（佐東支部）

復旧や復興が進んだ街並み（川の内線）

平成26年（2014年）8月20日未明、豪雨により人的被害、物的被害をもたらしました。川の内線は平成27年3月に広島市が策定した「復興まちづくりビジョン」において、八木・緑井地区の災害時の避難路として整備が進められ、令和7年4月29日に開通しました。過去の災害の記憶を教訓として、これからも防災・減災の想いをつないでいきたいと思います。

CONTENTS

特集 第14回通常総会

- 広島北法人会会長あいさつ ●広島北税務署長あいさつ ●第14回通常総会 ●活動報告 ●支部活動 ●青年部会活動
- 女性部会活動 ●ひととき ●会員企業ピックアップ ●広島北税務署からのお知らせ ●西部県税事務所からのお知らせ
- 広島市役所からのお知らせ ●新入会員 ●行事予定



21世紀のよき経営者を目指して！
公益社団法人

広島北法人会

〒731-0221 広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

Tel / 082-815-4319 FAX / 082-815-2937

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimakita/>

E-mail : h-kitaho@giga.ocn.ne.jp



「地域に必要とされる法人会」を目指して



公益社団法人
広島北法人会 会長 友廣 和典

日頃より広島北法人会の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識による納税意識の高揚、そして企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しています。研修会や講演会の開催を始め、青少年への租税教育や社会貢献活動を通じて、「税は社会を支える大切な仕組み」であることを広く伝えることも、私たちの重要な使命です。この理念の元、今では恒例イベントとなった「税に関する書道パフォーマンス」は、若い世代へ税の大切さを伝える全国でも珍しい取組として、広島北税務署をはじめ地域の皆様から高い評価をいただいております。「地域に愛され、地域に必要とされる法人会」を目指す私たちの象徴でもあります。

一方で、法人会の全国組織では、全国約70万社の会員企業の声を取りまとめ、毎年、国に対して税制改正要望を行っています。その結果、中小法人の軽減税率の延長や設備投資を支援する税制、事業承継税制の拡充など、多くの制度に会員の声が反映されてきました。一社一社の声は小さくても、全国の法人会が結集することで、国の制度を動かす大きな力となっています。地域で汗を流す活動と、国へ声を届ける政策提言。この二つを併せ持つことは、法人会の大きな存在意義であり、会員であることの価値でもあります。会員の皆様お一人おひとりの参加とご協力が、地域を支え、未来の税制をつくる力となります。これからも『入っていて良かった』『参加して良かった』とっていただける広島北法人会を、皆様とともに築いてまいりたいと思います。今後とも変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。



署長着任あいさつ 広島北税務署長 佛常 美子

清秋の候、公益社団法人広島北法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で広島北税務署長を拝命いたしました佛常でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

友廣会長をはじめ、公益社団法人広島北法人会の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対して、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、租税教育事業や税の広報事業をはじめ、地域社会の活性化に向けた幅広い公益事業を展開されておられます。

特に、次代を担う児童生徒に対する創意工夫を凝らした「租税教室」の実施、「税に関する絵はがきコンクール」や「税に関する書道パフォーマンス」の主催、こうした活動を会報誌「ひろしま北」を通じて、会員のみならず地域の皆様へ情報発信されるなど、税の意義や役割に対する理解の促進に多大なるご貢献をいただいております。税に携わるものとして非常に心強く感じるとともに、深く敬意を表する次第でございます。

さて、国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効

率化・高度化」、「事業者のデジタル化」という3つの柱に基づき、各種施策を進めています。

その一つとして、税務署における内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、複数の税務署の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、本年7月より、広島北税務署においても広島西税務署内にある「業務センター」において集約処理を開始いたしました。

また、税務署では、引き続き、添付書類を含めたALL-eTaxと自動ダイレクトをはじめとするキャッシュレス納付等の利用拡大に取り組み、デジタル技術の活用と業務改革を進めながら、納税者の利便性の向上と適正・公平な税務行政の実現に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人広島北法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝及びご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。

略歴	出身地
山口県(広島市内在住)	
平成元年4月 採用	
平成29年7月 下関税務署副署長	
令和元年7月 国税庁長官官房大阪派遣国税庁監察官	
令和2年7月 国税庁長官官房総務課監督評価官室広島派遣監督評価官	
令和3年7月 広島国税局総務部営繕監理官	
令和4年7月 厚狭税務署長	
令和5年7月 広島国税局徴収部主任国税訟務官	
令和7年7月 国税庁長官官房広島派遣主任国税庁監察官	
令和8年7月 現職	

第14回通常総会



令和8年6月9日（火）、ホテルメルパルク広島において、第14回通常総会を開催しました。総会では第1号議案の令和7年度決算報告承認の件について審議され満場一致で可決されました。

総会終了後には、「表彰状の伝達及び表彰状・感謝状贈呈」が行われ、長きにわたり当会にご尽力いただいた方々への感謝の思いを新たにしました。

●議 事

第1号議案 令和7年度決算報告承認の件

●報告事項

- (1) 令和7年度事業報告
- (2) 令和8年度事業計画
- (3) 令和8年度収支予算書

記念講演会



公益社団法人広島北法人会では、通常総会に先立ち、記念講演会を開催いたしました。

講師には、サンフレッチェ広島相談役、広島経済大学特任教授の仙田信吾氏を講師にお迎えし、「サンフレッチェ広島の志」と題してご講演いただきました。

講演では、サンフレッチェ広島の成り立ちから現在に至るまでの歩みをはじめ、クラブが地域に根差した存在として成長してきた背景、「エディオンピースウイング広島」の立ち上げに向けた取組や地域との関わりについて、貴重なお話をいただきました。

また、プロスポーツクラブの運営を通じた組織づくりや、クラブ経営に対する考え方についてもお話しいただき、企業経営にも通じる大変有意義な内容となりました。

参加者は熱心に耳を傾け、地域とともに歩むこ

との大切さや、目標に向かって挑戦する姿勢について、多くの学びを得る機会となりました。

ご多忙の中、貴重なご講演をいただきました仙田信吾氏に心より感謝申し上げます。

今後も広島北法人会では、地域社会の発展に貢献する活動を推進するとともに、企業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与してまいります。



仙田 信吾（せんだ しんご）氏 プロフィール

現職 広島経済大学 特任教授
株式会社サンフレッチェ広島 相談役

経歴は以下の通りです。

昭和30年3月 府中市上下町生まれ
広島基町高等学校、中央大学法学部卒業
昭和53年 中国放送入社
ニュースカメラマン、呉支局記者カメラマンとして10年間、報道畑
12年の東京支社勤務を経て本社常務取締役役に就任
ラジオ・テレビ・事業を統括
平成29年 中国放送役員を退任
株式会社RCCフロンティア代表取締役社長、会長を歴任
令和2年1月 株式会社サンフレッチェ広島 代表取締役社長就任
令和7年1月 相談役就任
令和7年4月 広島経済大学客員教授就任サンフレッチェ広島相談役と兼務
令和8年4月 広島経済大学 特任教授就任

表彰者関係

(敬称略・順不同)

1 (公財)全国法人会総連合功労者表彰



■可部支部
境谷工業(株)
境谷 正昭



■安芸太田支部
(有)コスモ企画
波佐本 栄二

2 (一社)広島県法人会連合会会長表彰

氏 名	法 人 名	支 部 名
鋤田 敬寛	(株)芸備不動産	佐東支部
石津 秀典	(株)ライフサポート広島	祇園支部
鈴木 順二	(有)中国新聞緑井販売所	佐東支部

3 (公社)広島北法人会会長表彰(永年勤続)

氏 名	法 人 名	支 部 名
朝原 圭三	(有)朝原建設工業	高陽支部

4 (公社)広島北法人会会長感謝状(会員増強)

氏 名	法 人 名	支 部 名
友廣 和典	友鉄ホールディングス(株)	可部支部
佐々木康紀	A I G 損害保険(株)	
中榮 純一	A I G 損害保険(株)	
支店長	広島信用金庫可部支店	可部支部
支店長	もみじ銀行沼田支店	沼田支部

5 厚生事業表彰(目標達成支部)

支 部 名	安佐支部・可部支部・高陽支部・沼田支部
-------	---------------------

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,750	40	2,710
特定資産運用益	1,443	372	1,071
受取会費	12,519,970	12,919,040	△ 399,070
事業収益	896,000	2,154,340	△ 1,258,340
受取補助金等	14,023,942	13,729,564	294,378
受取負担金	786,345	743,300	43,045
雑収益	581,765	562,923	18,842
経常収益計	28,812,215	30,109,579	△ 1,297,364
(2) 経常費用			
事業費	21,669,854	23,808,105	△ 2,138,251
管理費	5,463,302	6,336,303	△ 19,680
経常費用計	27,133,156	30,144,408	△ 3,011,252
評価損益等調整前当期経常増減額	1,679,059	△ 34,829	1,713,888
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,679,059	△ 34,829	1,713,888
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,679,059	△ 34,829	1,713,888
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,679,059	△ 34,829	1,713,888
一般正味財産期首残高	15,889,787	15,924,616	△ 34,829
一般正味財産期末残高	17,568,846	15,889,787	1,679,059
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,207,500	12,842,700	364,800
一般正味財産への振替額	△ 13,207,500	△ 12,842,700	△ 364,800
一般正味財産への振替額	△ 13,207,500	△ 12,842,700	△ 364,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	17,568,846	15,889,787	1,679,059

令和8年度収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	200	40	160
特定資産運用益	1,000	100	900
受取会費	12,400,000	12,870,000	△ 470,000
事業収益	620,000	590,000	30,000
受取補助金等	14,278,000	13,812,700	465,300
受取負担金	316,000	290,000	26,000
雑収益	323,200	143,360	179,840
経常収益計	27,938,400	27,706,200	232,200
(2) 経常費用			
事業費	22,155,405	22,032,021	123,384
管理費	5,951,995	5,674,179	277,816
経常費用計	28,107,400	27,706,200	401,200
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 169,000	0	△ 169,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 169,000	0	△ 169,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 169,000	0	△ 169,000
一般正味財産期首残高	15,889,787	15,889,787	0
一般正味財産期末残高	15,720,787	15,889,787	△ 169,000
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,580,400	13,207,500	372,900
一般正味財産への振替額	△ 13,580,400	△ 13,207,500	△ 372,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	15,720,787	15,889,787	△ 169,000

詳細につきましては、ホームページに掲載しております

新入会員オリエンテーション

●令和8年4月20日(月)
●ホテルメルパルク広島

入会3年目までの新入会員に広島北法人会の活動やメリットをより深く知っていただくために「新入会員オリエンテーション」を新入会員23名参加の中実施しました。

この度は理事会と同日開催することで、より多くの役員で新入会員の皆様を歓迎し、懇親会で交流ができるよう企画しました。

当日は導入にて「法人会ってどんな団体」という全国的なスペシャルムービーをながし、その後全国の中の広島北法人会の位置や年間活動の案内、支部や女性部会・青年部会と組織の成り立ち、学校に訪問しての税務教室、表彰、絵はがきコンクール、国に対して税制提言、こども達に将来に向けた国の財政悪化による財政的虐待をなくすため、国の医療費削減と企業運営の円滑化や福利厚生として健康経営推進活動について説明しました。



また法人会加入のメリットとして無料のインターネットセミナー、法人会自主点検チェックシート、税務研修会をはじめとする各種無料講習会、懇親会などでの出会いや交流があることをお知らせしました。

その後、友廣会長より法人会ピンバッチを新入会員全員に進呈したのち、希望した新入会員の方に自社のPRをしていただきました。

新入会員をはじめ参加者同士の交流が活発にでき、盛況のうちに終了しました。

今後も役立つ活動をするためにも、お知り合いの方などで安佐南区・安佐北区・北広島町・安芸太田町で事業をされている未入会の方いらっしゃいましたら是非事務局までご紹介ください。

さらに同友会やJCそして商工会議所や商工会の青年部を卒業しても法人会青年部会は50歳が定年なので入部会が可能です。

青年部会は特にメイン活動として小学校を中心とした税務教室授業を実施しています。子供さんやお孫さんなどいらっしゃる方は是非チャレンジしてみてください。

何よりも参加いただくことで多くの地域貢献や交流につながりますので、引き続き積極的な参加やご協力をよろしくお願いいたします。



広島アメックス ビジネスマッチング 2026

●令和8年4月23日(木) ●料亭 二葉

アメックス社主催のビジネスマッチングのイベントが、中国・四国地域で初めて開催されました。

法人会会員49名を含む103名の方が参加しました。

法人会会員であれば広島北法人会のホームページからもアメリカン・エクスプレス提供のビジネスマッチングシステムを無料でご利用できます。

様々な業界の経営者と意見交換をしていただき、情報収集や商談、パートナー探しにつながればと願います。



新サービスがスタート!

法人会の「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)

チャットでつながる

イベントで出会う



新規開拓も人脈づくりも
すべて無料!
詳しくはこちら



支部活動

沼田支部

新春文化講演会 ●令和8年1月31日(土) ●沼田公民館 ●参加者121名

令和8年1月31日(土)、森本ケンタ氏を講師としてお迎えし、沼田町商工会と共催で新春文化講演会を開催しました。演題は「転んだらっこよく立ちあがる」。20年前にシンガーソングライターとしてデビューし歌手として順調な道を歩んでいたところ、

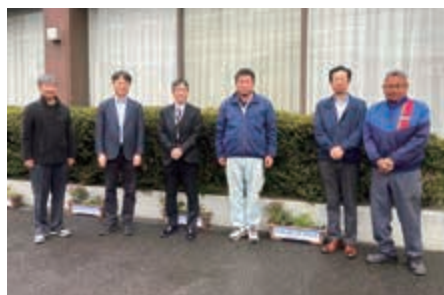


発声障害となり歌えなくなった自らの挫折体験、そこから作曲家・ギタリストへの転身を決意する

中で身につけたポジティブな思考、周囲で支えてくれている人々への感謝の気持ちなど、涙あり、笑いありのあっという間の70分でした。講演後には、直筆サイン入りの著作本が5名に当たる森本ケンタ氏本人による大抽選会もあり、会場が大いに盛り上がりしました。



地域美化活動 ●令和8年3月18日(水) ●参加者8名



令和8年3月18日、地域美化活動の取り組みとして、地域内の3つの金融機関（広島銀行西風新都支店、もみじ銀行沼田支店、広島信用金庫沼田支店）に花々で彩られたプランターを6鉢ずつ寄贈しました。各金融機関の職員さんに水やりなどのご協力を頂きながら、色鮮やかな季節の花々を地域の皆さまに見ていただき、潤いと癒しをお届けしました。



佐東支部

税務研修会・新年互礼会

●令和8年1月20日(火) ●緑井スカイステージ3階 会議室 ●参加者 19名

1月20日佐東支部では広島北税務署から山崎保彦署長、新家誠司筆頭副署長、遠藤実統括官をお招きして、税務研修会を開催しました。「マルサなおはなし」と題し、新家筆頭副署長に査察部の業務について実例をもとにご説明いただきました。参加の会員の皆様はマルサにとっても興味深く熱心に聴講されました。

研修会終了後、場所をラクア緑井店マリオ・エスプレッソンに移し新年互礼会を開催しました。来賓に研修会講師の山崎署長はじめ広島北税務署の皆様を迎え、研修会での質問に答えていただき大いに盛り上がり大変有意義な新年互礼会となりました。



可部支部

美化運動

●令和8年3月14日(土)

●参加者 20名

可部支部では毎年、通行される方々の気持ちが和んでいただけるようにと可部地区の施設や駅などにプランターに花の苗を植え、設置させてもらい、地域の美化活動に取り組んでいます。

プランターには「街を美しく」のステッカーを貼り地域の美化意識の向上にもつながればとの思いも併せて持っております。

昨期は3月14日(土)に広島信用金庫可部支店前の国道183号線沿いに100苗(25鉢)を設置させていただきました。当日10時過ぎに友鉄工業敷地内に集合し会員参加者、広島信用金庫可部支店の支店長をはじめとして行員数名のお手伝いを頂き、プランターへの土入れ、花植えを行いました。多数の参加者でとてもスムーズに作業が完了しました。

国道沿いの可部中央バス停のそばでもあることから通行者も多く設置直後から通行される方々が関心を持って見てくださっている様子が伺え嬉しく思いました。

当然ながら設置後は、水やり等管理が必要で、それをこれまでも設置場所の施設、店舗様にご理解、ご協力してもらっています。会員一同、大変感謝しております。

法人会可部支部では美化活動をこれからも続けることで地域貢献の一助になればと活動をしてまいります。



税務研修会・役員会

●令和8年7月21日(火)

●一膳

●参加者 24名



広島北税務署から柴田洋道副署長と下谷貴子統括官をお招きし、一膳において税務研修会が開催されました。

税務研修会では、柴田副署長を講師として、「マルサのはなし」というタイトルで講演していただきました。査察制度の目的、査察調査の流れ等、時にユーモアを交えてわかりやすくお話しいただきました。

研修会が終了後、17時より役員会が開催され、「令和7年度事業報告及び決算報告」、「令和8年度事業計画及び収支予算」が報告されました。17時30分から懇親会が開かれ、参加者同士、終始和やかな雰囲気での交流を深めておられました。

安古市支部

講演会・報告会

●令和8年1月14日(水)

●安佐南区総合福祉センター 6階会議室 ●参加者 31名

安古市支部では、広島県出身で気象予報士・防災士の池田沙耶香氏を講師にお迎えし、「変わりゆく気候～広島空未来へつなぐ～」の演題でご講演いただきました。

安佐南区のハザードマップを使い、安佐南区が土石流の危険の高い地域であることや、キキクルなどの情報を活用して早めに避難することの重要性などについて教えていただきました。

講演会終了後、場所をいっちょうMEGA中筋店に変え、報告会を行いました。報告会の後は懇親会を開催し、会員同士親睦交流を深め、異業種交流の良き場となりました。



祇園支部

報告会・研修会・交流会

●令和8年6月25日(木)
●仕出し料理 茶川 ●参加者 33名

当支部の一大行事である報告会・研修会・交流会を、仕出し料理 茶川にて開催しました。

報告会では、前年度の事業報告・決算書および本年度の事業計画・予算について報告を行いました。

第1部研修会では、広島北税務署から新家誠司筆頭副署長と遠藤実統括官をお招きし、副署長に国税局査察部「マルサ」の役割や税務調査との違い、脱税への対応などについてご講演いただきました。

参加者にとって、税の公平性や納税の大切さについて理解を深める貴重な機会となりました。

第2部研修会では、「バスケットボールチーム運営型企業経営論」をテーマに、株式会社広島ドラゴンフライズ 代表取締役社長 浦伸嘉氏にご講演いただきました。

講演では、バスケットボールチームの運営を通じた企業経営の考え方や、地域とのつながり、組織づくりの工夫などについて、実例を交えながらわかりやすくお話しいただき、参加者の関心を集めました。

続く交流会では、浦社長を交えながら活発な情報交換や親睦が行われ、会場は終始和やかで熱気にあふれた雰囲気となりました。参加者同士の交流も深まり、非常に充実した時間となりました。

本年度の報告会・研修会・交流会は、多数の皆さまにご出席いただき、講演会・交流会ともに大変盛況のうちに終了しました。



高陽支部

事業報告会・税務研修会

●令和8年6月15日(月)
●高陽町商工会2階研修ホール ●参加者 23名

16時00分 支部報告会を開催し下記について報告をいたしました。

①令和7年度事業報告並びに決算報告

②令和8年度事業計画並びに予算報告

16時30分 税務研修会を開催いたしました。

講師 法人課税第一部門 統括官 遠藤 実 氏

テーマ 「実務に役立つ印紙税及び税制改正」

引き続き17時30分～情報交換会を開催し、名刺交換、自己紹介で親睦を深めました。



講演会・会員交流会

●令和8年7月24日(金)
●高陽町商工会2階研修ホール
●参加者63名(うち法人31事業所含む)

下記内容にて講演会を開催いたしました。

当日講師の神田アナウンサーによるスポーツ選手との交流を通じて感じた、リーダーの言葉の力について興味深く解説をいただきました。



講師 神田康秋 氏(フリーアナウンサー)
演題 「強い組織をつくるリーダーの言葉の力」

主催 高陽町商工会

後援 公益社団法人広島北法人会高陽支部

高陽町青色申告会・吉田税務署管内青色申告会白木分会

引き続き19時20分～交流会を開催し、名刺交換等で親睦を深めました。



安佐支部

研修・親睦旅行 ●令和8年2月23日(月)・24日(火) ●参加者 会員16名

今年は参加者16名で岡山～山陰方面への研修・親睦旅行でした。

初日は岡山県高梁市の吹屋ふるさと村「広兼邸」を訪れベンガラ原料製造で富を築いた庄屋「広兼邸」を見学した後、赤いベンガラ色が青空に映える昔ながらの街並みを散策しました。



2日目は島根県松江市の由志園を訪れました。

朝鮮人参の効能について説明いただきながら朝鮮人参茶を頂きました。お土産の高価な朝鮮人参にはなかなか手を伸ばせないまま広島への帰路につきました。

2日間晴天に恵まれ、参加者の皆さんとしっかり親睦を深めることができた楽しい旅行になりました。



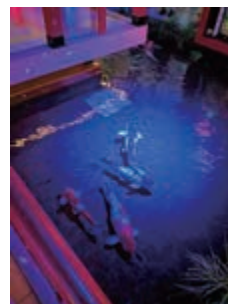
北広島町支部

事業報告会・視察研修 ●令和8年7月22日(水)・23日(木) ●参加者 15名



1日目は、兵庫県神戸海洋博物館カワサキワールドを始め、損保乃糸資料館、アートと水族館が融合した都市型水族館アトアなどを視察。2日目は、めんたいパーク神戸、篠山城大書院を

視察。中でも、アトアは幻想的な空間を演出した都会のオアシス的な存在で、新たな神戸の新名所としてカップルにお勧め。めんたいパークは、明太子の老舗「かねふく」が運営するテーマパーク。工場見学はもちろん、試食やお土産、いろんな遊具も常設されており小さいお子様ファミリー向けにお勧めです。一度行ってみてはいかがでしょうか？もちろん事業報告会では、令和7年度の事業報告/収支決算(監査報告)令和8年の事業計画、収支予算/支部役員補欠選任もあり、宮本支部長を筆頭に令和8年度がいよいよスタートします。今年度も、北広島町支部をどうぞ宜しくお願いいたします。



青年部会活動

「租税教室」

青年部会では、令和8年度も広島北税務署管内の小学6年生を対象に租税教室を開催いたしました。今年度もたくさんの学校から開催依頼をいただき、30校、77クラス、2,293名（令和9年・1月開催予定・1校・2クラス・66名も含む）の児童の方々に講義を行いました。



自分の母校であったり、我が子や知り合いのお子様のいる学校など、担当する講師の思いは様々ですが、訪問先の学校での児童の皆さんの反応や感謝の言葉にやりがいを感じ、また普段の仕事とは違い、学校の教壇に立ち授業を行うという貴重な経験をさせていただいております。

子供たちとの出会いを大切に、税金の大切さを伝えることができたいと思います。

また、今年度は多くの部会員の方に、講師としてデビューしていただきました。今後も新たな講師の育成等の取り組みにも尽力をし、青年部活動の主幹である租税教室を継続していけるよう努めて参りたいと思います。

青年部会 副部会長（租税教室担当） 前 克寿



開催日	小学校名	クラス数	児童数	講師名
2026年				
5月11日	広島市立春日野小学校	6	207	立川 前田 中村 影久
5月13日	広島市立落合小学校	2	47	渡辺 見学:渡邊 竹林 水永
5月18日	広島市立安北小学校	3	91	前田 井尾 中村
5月18日	広島市立口田東小学校	3	83	目見田 水永
5月20日	広島市立毘沙門台小学校	3	77	影久 中村 奥田
5月22日	広島市立中筋小学校	3	108	立川 影久 中村
5月27日	広島市立川内小学校	5	156	立川 中村 片山 影久 奥田
5月27日	北広島町立大朝小学校	1	23	堀田 見学:佐原
5月28日	北広島町立八重小学校	1	21	前 見学:土佐 佐原
5月28日	広島市立八木小学校	2	43	影久 奥田
5月29日	広島市立梅林小学校	3	105	影久 片山 中村 見学:中樂
5月29日	広島市立山本小学校	5	160	鋤田 見学:前田
5月29日	広島市立倉掛小学校	1	34	中村 見学:山田
6月2日	広島市立真亀小学校	1	23	奥田
6月4日	広島市立祇園小学校	5	164	前田 立川 柴田 中村
6月8日	北広島町立壬生小学校	1	25	土佐 見学:佐原 堀田
6月9日	広島市立亀山小学校	3	105	渡辺 渡邊
6月10日	広島市立大町小学校	3	109	立川 柴田 中村
6月10日	広島市立亀崎小学校	1	22	竹林
6月11日	北広島町立豊平学園	1	20	佐原 補助:堀田 見学:土佐
6月12日	広島市立狩小川小学校	1	20	矢鋪
6月15日	広島市立長束小学校	3	72	前田 中村
6月17日	広島市立緑井小学校	4	113	中村 片山 柴田
6月22日	北広島町立本地小学校	1	10	佐原 見学:出上
6月23日	広島市立可部南小学校	2	74	奥田
6月25日	広島市立亀山南小学校	2	56	渡辺 渡邊
6月29日	広島市立古市小学校	3	76	立川 井尾 中村
7月3日	広島市立深川小学校	3	77	矢鋪 岸本 奥田 見学:山田
7月10日	広島市立可部小学校	3	106	迫田 水口
1月予定	広島市立落合東小学校	2	66	目見田
		30校	77	2,293

「卒業式・部会員OB交流会」

令和8年7月9日（木）オリエンタルホテル広島にて、友廣会長、青年部会OB、保険会社の方々にも参加していただき、現役青年部合わせて41名にて卒業式を開催いたしました。

今年のアトラクションではマジックショーが行われ、大興奮の楽しい卒業式となりました。



また卒業される先輩方には、これまでの感謝の言葉と記念品を贈りました。

6名の先輩方、御卒業おめでとうございます。

これからも青年部会をよろしく願いいたします！



卒業された方々

北広島町支部	三田 和成	様
北広島町支部	佐々岡 猛	様
高陽支部	今畑 昭治	様
佐東支部	上岡 裕二	様
佐東支部	片山 貴博	様
安古市支部	上田 隆弘	様

女性部会活動

新春講演会

● 令和8年1月19日(月) ● 一膳 ● 参加者13名

献眼の普及啓発を目的とした新春講演会が開催されました。

献眼を広める活動を続けておられる保久早苗氏、ならびに角膜移植を実際に受けられた藤本生花店の藤本佳孝氏をお招きし、献眼および角膜移植の現状や重要性についてご講演いただきました。

献眼は提供者が100歳までは提供可能であるものの、提供には臨終に立ち会ったすべての家族の同意が必要である事、亡くなられて6～8時間の間に手術をしなければならない事、提供者がエイズなどの感染症に罹患していない事など全ての条件が揃わなければ実現しません。何より大切な方を失って心が辛い時に家族が献眼をスムーズに認められるかどうか大きな問題で、なかなか進んでいないのが現実との事でした。

当日は講演会と並行し藤本氏によるフラワーアレンジメントの実演が行われました。片目に今も不自由を抱えながらも、それらを全く感じさせない非常に素晴らしい作品を次々と完成されました。

ご自身の体験を基に見える事の大切さや生きる喜びを伝えてくださいました。

献眼とは誰もが社会貢献として関われる行為です。誰かの人生を明るく照らします。

お二人の講師をお迎えし、これから私達がすべき事を深く考えることが出来た貴重な時間となりました。



第20回全国女性フォーラム 埼玉大会

● 令和8年4月16日(木) ● ソニックシティ ● 参加者 2名

全国法人会女性フォーラム埼玉大会に参加させていただき、全国各地で活躍されている女性経営者や法人会会員の皆様と交流ができ刺激を受け、大変有意義な機会となりました。

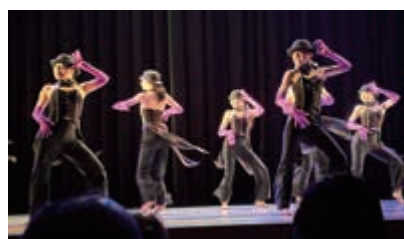
今回のフォーラムでは『彩の国から輝く未来へ～女性が創る～新時代』というテーマが掲げられ、オープニングでは女性が創る新時代に相応しい元気で素晴らしいダンスパフォーマンスが行われ、懇親会では食品ロスの削減に取り組むための工夫がされていました。

講演では、林家たい平氏が『命・人との出会いの大切さ』について、テレビ番組「笑点」メンバーとの笑い話を交えながら、「死は二回きます。一度目は天へ、二度目は忘れてしまう事」だから人と人とのつながりや縁は大切であると話して下さいました。



埼玉大会の運営に携われた皆様のおもてなしも素晴らしく、細やかな心配りに感謝しております。

今回のフォーラムで得た経験を今後の法人会活動や地域活動にしっかり生かし、女性部会活動の充実に繋げていきたいと思ひます。



ひととき



祇園支部

(株)広島ブロック工業
代表取締役社長

大野 康夫

心に残るアトリエの教え

小さい頃から落ち着きのない私を見かねた母は、小学校低学年のころから私をアトリエに通わせました。そこには、おおらかで皆から慕われている先生がおり、二科会の審査委員も務めていらっしゃいました。先生の最初の教えは、「何でも好きな絵を描いていいんだよ」という言葉でした。その言葉に背中を押され、庭にいたニワトリをデッサンしたのが、私が絵を好きになったきっかけです。

最初は動物を描いていましたが、動いている対象を描くことに苦勞し、静物へと題材を変えました。壺やランプ、机などを前に、時間をかけて描いていたことを思い出します。ところが、家の中だけでは次第に飽きてしまい、今度は風景画に挑戦しました。しかし、千葉の片田舎に住んでいた私に、風光明媚な場所まで出かける機会はなかなかなく、建物や公園を描く程度で、美を追求するにはほど遠いものでした。

人物画は私にとって最も難しく、静止している相手を前にしても、申し訳ない気持ちが先に立ってしまい、なかなか筆が進みませんでした。高校入学とともに絵のことはすっかり忘れ、社会人になってからは、描き手というより鑑賞する側になっていました。結局、飽きっぽい性格は今も変わら

ないのだと、母の思惑は外れてしまったのだと感じています。

それでも、旅行に出かけると美術館がないかと気になって、つい足を運んでしまいます。作品の技法や構図に感心し、作者の叡智に触れるひときは、今も私にとって大きな楽しみです。

今はまだ、ゆとりのある生活とは言えませんが、水性の色鉛筆を机の片隅にひそかに置いています。油絵から始めた私にとって、画用紙の上で色を混ぜたり、ぼかしたりできるこの道具は、とても魅力的です。

仕事ではCAD図面を扱い、パソコンでパース図を作成しています。お庭の完成予想図を描く際には、塀や背景も入れて、お客様に少しでも臨場感を感じていただければと思っています。

将来は、海に見えるコテージでのんびり暮らしたい。そんなささやかな夢を抱きながら、今日も仕事に励んでいます。



会員企業 PICK UP

Member company

北広島町
支部

(有)大朝交通

代表取締役 堀田 高広
広島県山県郡北広島町大朝2487
TEL. 0826-82-2233 FAX. 0826-82-3688
●メールアドレス: t-hotta@oasabus.com
●HP: <https://www.oasabus.com/>

事業内容 旅客自動車運送業

私たちは「安心」を「地域」に運ぶ会社でありたい。
昭和46年（1971年）創業以来、オイルショック・バブル崩壊・リーマンショック・コロナパンデミックや数多くの自然災害、試練を乗り越えてきました。

「ピンチはチャンス」をモットーに長年培ってきた経験と地域との信頼関係を最大限に活かし、新たな事業へも積極的に取り組んでいます。急速に伸びたインバウンド観光に積極的に取り組み、世界各国の旅行会社との契約も結ぶことができました。過疎化していく地域で、「人が移動する手段を決して絶やしてはいけない」という思いで地域を支えています。

皆様の「安心」を我々大朝交通に是非お任せください。



沼田
支部

(株)アキレア

代表取締役 増本 光治
広島市安佐南区相田1丁目8-21
TEL. 082-209-0068 FAX. 082-209-0069
●メールアドレス: info@achillea.biz
●HP: <https://www.achillea-car.com>

事業内容 自動車販売、修理

弊社は、お客様おひとりおひとりの想いやイメージをしっかりと感じとり、丁寧なコミュニケーションで理想の一台を実現していきます。

大切な一台をできるだけ長く乗っていただくために車を販売して終わりではなく、納車のあともお客様との付き合いは続きます。乗り始めから、別れの時までしっかりと全力で安全にサポートします。

国家資格整備士も在籍しておりますので、何でもご相談下さい。



祇園
支部

BEAUTY SALON t-us

代表 藤原 美穂子
広島市安佐南区祇園5丁目3-26-201
TEL. 090-4809-8887
●メールアドレス: t.us.gion@gmail.com
●Instagram: @t.us_beautysalon

事業内容 エステティックサロン

当サロンは、お客様に心からリラックスしていただける空間づくりを大切にしており、完全予約制・完全個室で施術を行っています。

メニューは、フェイシャルトリートメント、ボディオイルトリートメント、整体、頭蓋骨矯正、痩身、脱毛、よもぎ蒸しなど幅広くご用意しております。

美容だけでなく、身体の疲れや不調のケアまで、お客様一人ひとりの悩みやご希望に合わせて最適な施術をご提案いたします。



安佐
支部

安佐印刷(有)

代表取締役 竹廣 陽二
広島市安佐北区安佐町毛木986
TEL. 082-837-1141 FAX. 082-837-2006
●メールアドレス: asain@asa-print.com

事業内容 印刷加工業

創業は1981年で地域に密着した印刷会社として、お客様の伝える思いにお応えしてきました。チラシやパンフレット、伝票などの一般印刷に加え、抽選券のランダムなナンバリングやQRコードなどを一枚ごとに変更できるバリエابل印刷（可変印刷）、活版機によるミシン加工・ナンバー加工を強みとしています。デジタル技術と長年培った加工技術を融合し、これからも地域の皆様に信頼され未来に伝える印刷会社を目指してまいります。



わたしたち地元企業にお任せください!!

安古市
支部

(株) Ace-1

代表取締役 則光 晋
広島市安佐南区古市2-35-11
TEL. 082-555-9800 FAX. 082-555-9801
●メールアドレス: info@ace-1.jp
●HP: <https://www.ace-1.jp/>

事業内容 測量

株式会社 Ace-1は1993年設立の測量会社です。ドローンやヘリコプターによる3次元測量にいち早く取り組んで10年、常に最新技術を取り入れながら、従来の地上測量にも幅広く対応しています。

計測から成果作成まで自社一貫体制を敷き、公共測量や災害調査で全国1,200件以上の実績があります。山間部や河川・海など多様な現場条件にも対応し、安全で確実な空間情報の提供を通じて、建設・防災分野の効率化に貢献しています。



高陽
支部

(株)共生

代表取締役 竹林 浩紀
広島市安佐北区口田南8-17-18
TEL. 082-516-8360 FAX. 082-516-8370
●メールアドレス: kyosei.take5@gmail.com

事業内容 医療・福祉事業、飲食事業、講師・講演事業、コンサルティング事業、フィットネス事業、イベント企画事業、不動産事業等

株式会社共生は、令和3年11月に創業した会社です。

障害者の社会復帰を支援する福祉事業から始まり、現在では様々な業種展開を図っています。

地域に求められるローカルゼブラ企業(地域共生社会)を目指し、新規事業を起ち上げて参りましたが、連携企業・団体の協力のお陰で、様々な顧客ニーズに応えることができる体制が整いました。

今後も、福祉事業を魅力あるものとするべく、遊び心を忘れず邁進していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



佐東
支部

世羅自動車(株)

代表取締役 小川 英知
広島市安佐南区八木8-6-16
TEL. 082-873-2266 FAX. 082-873-2338
●メールアドレス: support@sera-motors.com (お問い合わせ)
t-ogawa@sera-motors.com (担当 小川達也)
●HP: <https://sera-motors.com/>

事業内容 自動車販売整備業

昭和34年の創業以来、地域の皆さまに支えられながら歩んでまいりました。

私たちが目指すのは、車を販売・整備する会社ではなく、お客様の暮らしに安心と信頼を届ける会社です。

これからも誠実な仕事を積み重ね、「困ったら世羅自動車」と思い出していただける存在を目指します。

地域とともに成長し、次の世代へ信頼をつないでいける企業であり続けます。



可部
支部

(合)MATE倶楽部

代表社員 崎間 功久
広島市南区出汐2-1-17-603
TEL. 090-3379-2984
●メールアドレス: n4513skm@gmail.com

事業内容 コンサルタント

令和6年7月に国税の職場を退職し、同年8月に税理士業を開業しました。

新しいスタートを切った私に何ができるだろうかと考えたところ、やはり国税の職場での税務調査等で経験した企業のリスクを共有し、お客様の企業はもとより、他の企業様でも社内の内部けん制を強化し、自己防衛できる体制を構築するお手伝いをするを主目的に、税理士業の傍ら、この会社を設立しました。このほか、中学生を中心とした租税教室の講師なども行っております。



安芸太田
支部

(有)コスモ企画

代表取締役 波佐本 栄二
広島県山県郡安芸太田町板ヶ谷1584-1
TEL. 090-9732-4169

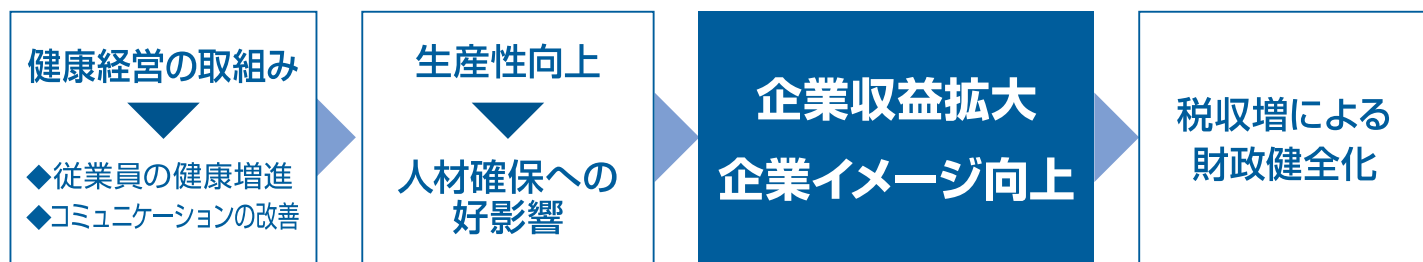
事業内容 介護用品、事務用品を始めとする小売業

加計サンシャイン2階にて営業してまいりました当店は、従業員の高齢化やテナントの老朽化に伴い、2026年夏をもちまして店舗営業を終了しました。今後も「コスモ企画」として皆様をサポートしてまいります。引き続き、外回り営業を中心に、介護用品や行政向け事務用品の手配などを承り、安芸太田町の総合商社として地域の皆様のお役に立てよう精一杯努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



法人会版「健康経営宣言」のご案内

●●●●●●●● 会員企業が健康経営に取り組むメリット ●●●●●●●●



健康経営で「**企業価値の向上**」を目指しましょう。
それが**税収増・財政健全化**につながります

期待される 取組み効果例

- ◆リクルートへの好影響
- ◆従業員の健康増進
- ◆従業員のモチベーションアップ
- ◆職場環境の改善
- ◆離職率の低下
- ◆社内コミュニケーション改善
- ◆生産性の向上
- ◆業績向上
- など・・・

【健康経営の取組み例】

- ▼全社員の健康診断受診及び再診の徹底
- ▼喫煙者の禁煙（分煙）の取組み
- ▼運動や食事に関するワンポイントアドバイスを定期的に社内掲示する
- ▼ノー残業デーの制定や有給休暇取得促進の取組み
- ▼ストレスチェックの実施、メンタルヘルス講習等の実施
- ▼社内運動会やサークル活動の開催
- ▼社長と従業員の1on1面談を実施
- ▼法人会や地域の社会貢献活動等に積極的に参加する など・・・

※他にも自社にあわせてできる取組みを始めてください！

法人会版健康経営にご賛同下さい

スマートフォンからわずか5分で完了。「あなたの会社も健康経営の環に参加しよう！」



二次元コードから
健康経営宣言フォームへ



必要事項を入力して
【提出】ボタンを押す



法人会版健康経営

問い合わせ先（公財）全国法人会総連合事務局
TEL：03-3357-6681 メール：mail@zenkokuhojinkai.or.jp
<https://kenko-keiei.zenkokuhojinkai.jp/>

広島北税務署からのお知らせ

令和8年7月 定期人事異動

役 職	新		旧	
	氏 名	前任先	氏 名	異動先
署 長	ふつじょう よしこ 佛常 美子	広島派遣国税庁監察官 主任監察官	山崎 保彦	辞職
筆頭副署長	そうだ りょういち 惣田 良一	税務大学校広島研修所 主任教育官	新家 誠司	広島派遣国税庁監察官 監察官
副署長	しばた ひろみち 柴田 洋道	大阪国税局 東住吉税務署 副署長	田辺 和幸	企画課業務センター室 (防府業務センター) 統括管理官
総務課長	いしい かずよし 石井 和義	西郷税務署 総務課長	池田 涼子	廿日市税務署 副署長
法人課税第一部門 統括国税調査官	しもたに たかこ 下谷 貴子	呉税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	遠藤 実	広島北税務署 特別国税調査官 (法人税等)
総務課長補佐	のうみ たけゆき 能美 岳之	岡山東税務署 個人課税第二部門 上席国税調査官	福田 友美	広島国税局 調査管理課 主査
総務係長	かく しょうご 加來 章吾	広島北税務署 特別国税調査官 (法人税等)付調査官	井上 実那子	税務大学校広島研修所 総務係長

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

1 2割特例は**個人事業者のみ**
適用可能な**3割特例**に

2 8割控除は
7・5・3割控除に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (3割特例)

◆ 3割特例の創設 **個人事業者**

個人事業者である適格請求書発行事業者の**令和9年分**及び**令和10年分**の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、**納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができる**こととされました。(3割特例)

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し **個人事業者** **法人**

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の**翌課税期間に係る確定申告期限までに**、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、**その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができる**こととされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

↓

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

↓

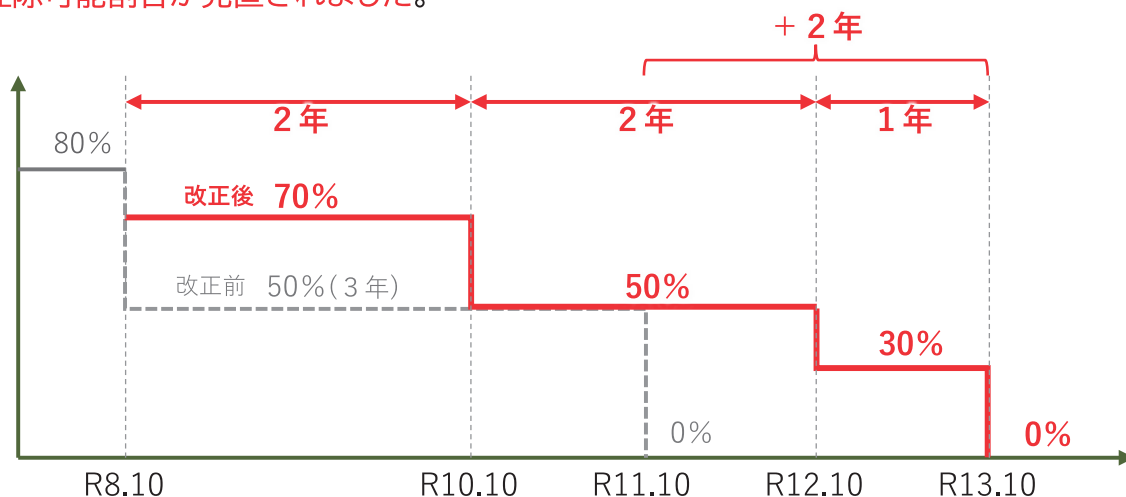
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

2

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直されました**。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**(改正前:10億円)**を超える場合には**、その超えた部分の課税仕入れについて、**本経過措置の適用を認めないこととされました**。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

◆ その他の改正

◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける**特定金属くず**について、一定の事項が記載された**帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました**。

※ 上記の改正は、令和8年9月1日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



西部県税事務所からのお知らせ

令和8年4月から「宿泊税」制度が開始されました！

広島県では、観光振興施策の推進のため、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始しました。

(税率：素泊まり料金で1人1泊6千円以上の宿泊について一律200円。)

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録及び申告納入が必要となります。皆様の御理解と御協力をお願いします。

○宿泊税お問い合わせ先 ⇒ 広島県西部県税事務所宿泊税課 Tel：082-207-3103



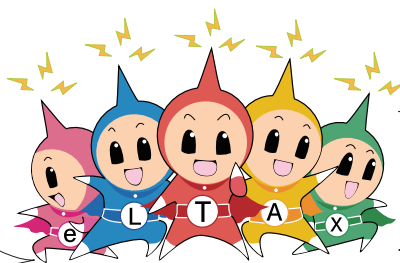
広島県ホームページ(宿泊税)

地方税も電子申告・納付！

eLTAX(エルタックス)では、インターネットを利用して地方税の申告、納付手続きを行うことができます。(eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。)

オフィスや自宅から申告、納付が簡単にできます。

複数の地方公共団体の申告、納付がまとめて一度に可能



エルレンジャー

eLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡易作成

市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能(注)

(注) eLTAX対応のソフトに限ります。

eLTAXで利用可能な手続き

税 目	手 続 き	
・法人県民税・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税)	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告等	・法人設立・設置届又は異動届 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書 及び申請書・更正請求書
・県たばこ税	・申告 ・修正申告	
・利子割・配当割・株式等譲渡所得割 ・ゴルフ場利用税・軽油引取税 ・産業廃棄物埋立税・宿泊税	・納入申告	

eLTAXで電子納付(共通納税)が可能です。

- 自宅やオフィスから、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。
- 電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付できます。
- ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納付ができます。

★詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ Tel: 0570-081459 (つながらない場合は 03-6745-0720)

広島県西部県税事務所法人課税課(Tel:082-207-3145(ダイヤルイン))

広島県ホームページ(県税のページ)(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei>)

広島市役所からのお知らせ

法人市民税について

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて事業所等が所在する区ごとに課される均等割と、国税である法人税の税額に応じて課される法人税割とがあります。

なお、法人税割の税率については、中小法人等は6.0%、それ以外の法人は8.4%です。

※ 中小法人とは、資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）が年240万円以下の法人のことを指します。

事業所税について

申告書等の事前送付に係る送付物の見直しについて

広島市では、事業所税の申告期限が近づいた法人等の皆様に、申告書及び納付書等を事前に送付しておりますが、環境負荷の低減及び経費削減等の観点から、第44号様式別表1～4について、複写紙を廃止し、汎用紙に変更いたします。また、様式への前年度の申告内容の印字についても廃止いたします。なお、これらの変更は、令和8年12月送付分（11月決算法人）からの実施を予定しています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

個人市民税・県民税・森林環境税について

給与支払報告書のeLTAX等による提出義務の要件変更について

源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・納税システム）等により税務署に提出することが義務付けられている給与支払者は、広島市に提出する給与支払報告書についても、eLTAX（地方税ポータルシステム）等による提出が義務付けられています。現在、基準年（前々年）に税務署に提出する「源泉徴収票」が100枚以上である給与支払者は、e-Tax等により提出することが義務付けられていますが、令和9年1月1日以後は30枚以上に変更されます。これにより、令和7年に税務署に提出した「源泉徴収票」の枚数が30枚であった給与支払者は、令和9年1月に広島市に提出する「給与支払報告書」をeLTAX等により提出する必要があります。

市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の納入書の再発行について

市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の納入書が紛失や書き損じなどによって不足した場合は、インターネットを通じて再発行の申請が可能です。「広島市オンライン手続ポータルサイト」で「特別徴収 納入書」と検索し申請してください（右のQRコードからも申請ページにアクセスできます。）。申請にあたって利用者登録は不要ですが、事業者名・特別徴収義務者指定番号等の情報が必要です。

※ 市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）以外の納付・納入書の再発行は、担当する各部署に直接ご依頼ください。



電子申告・電子納付をご利用ください

法人市民税及び事業所税の申告書並びに給与支払報告書等の提出は、eLTAXによる電子申告をご利用ください。また、eLTAXから電子納付することもできます。

詳しい内容や手続等は、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください（右のQRコードからもアクセスできます。）。



（問合せ先） 広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係 TEL082-504-2093（法人市民税・事業所税に関すること）
特別徴収係 TEL082-504-2089（個人市民税・県民税・森林環境税に関すること）

（申告書等の提出先） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係、特別徴収係（本庁舎8階）
※各市税事務所・税務室でも受付します。

新入会員紹介

公益社団法人

広島北法人会にようこそ

【法人会員】

令和8年1月～令和8年7月

支部名	法人名	所在地	業種
可部支部	(株)ケイブシールド	安佐北区可部南2-17-12	防水・塗装工事
	(医)臨研会	安芸高田市吉田町吉田1218	歯科
	(合)MATE倶楽部	南区出汐2-1-17-603	保険代理業 コンサルタント
	(株)ドレミ	安佐北区三入東1-30-23	保険薬局
	(株)トラスト	安佐北区可部9-11-35	機械器具製造業 飲食業
祇園支部	O.to.1(株)	中区鶴見町3-21 NCビル	建設業
北広島町支部	(有)メディアシステム	山県郡北広島町荒神原393-1	機械設計業
	(株)あすなろ	山県郡北広島町有田933-4	小売業
	(農)きつぎ	山県郡北広島町木次927	農業
高陽支部	(株)山建	安佐北区深川7-39-4	建設業
	(株)マルミ	安佐北区落合2-20-3	建設業
	香月堂フーズ(有)	安佐北区小河原町1520-1	菓子製造
沼田支部	建築なかがわ(株)	佐伯区八幡東1-36-2	建設業
	横更建工(株)	安佐南区伴東4-10-43	一般建設業

【個人会員】

支部名	会員名	所在地	業種
安佐支部	前木材	安佐北区安佐町鈴張218	林業
沼田支部	OFFICE WORK	安佐南区大塚西3丁目	記帳業 生命保険代理店

今後の活動予定

令和8年9月～令和9年3月

広島北法人会

日付	内容
9/29(火)	講演会・交流会（ホテルグランヴィア）【女性部会】
10/15(木)	第37回会員親睦ゴルフ大会（安佐ゴルフクラブ）【親会】
10/20(火)	企業視察研修【祇園支部】
10/29(木)	広島北税務署長講演会・理事会等（アンデルセン）【親会】
10/31(土)	視察研修旅行【可部支部】
10月下旬～11月上旬	税務研修会【安佐支部】
11/3(火祝)	高陽白木こどもフェスタへの出店 こども税金クイズ（フジグラン高陽）【高陽支部】
11/8(日)	絵はがきコンクール表彰式（イオンモール広島祇園）【女性部会】
11/8(日)	書道パフォーマンス・こども税金クイズ（イオンモール広島祇園）【親会・青年部会】
11/21(土)	わくわく長束とうべえ祭り参画【祇園支部】
11/25(水)	視察研修旅行【佐東支部】
11月下旬～12月上旬	年末調整説明会 ※日程が決まり次第ホームページに掲載予定
11月～12月	NUMATA-1 グランプリへの出店 こども税金クイズ【沼田支部】
1/30(土)	新春文化講演会（沼田公民館）【沼田支部】
1月下旬	税務研修会・新年互礼会【佐東支部】
2/22(月)～23(火)	視察研修旅行【安佐支部】
3月	地域美化運動【沼田支部】

全法連・県連等

日付	内容
10/8(木)	全国大会茨城大会（水戸市民会館）【全法連】
10/21(水)	広島国税局長講演会（リーガロイヤルホテル広島）【近隣6法人会】
11/20(金)	全国青年の集い島根大会（松江市総合体育館）【全法連】
3/3(水)	広島県青年の集い（ANA クラウンプラザホテル）【青連協】

● 会報／ひろしま北 第111号

● 発行／令和8年9月

● 発行所／公益社団法人 広島北法人会

● 事務局／広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

● 電話／082-815-4319

● F A X／082-815-2937

公益社団法人広島北法人会の

HPはこちらから→

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hirosimakita/>



法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、

**保険料が割安な集団扱いへ
変更ができます！**

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高3億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約51.6%



事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約9.4%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もあります。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。